

索道及び鋼索鉄道に係る

安全報告書

(2021年)



(六甲有馬ロープウェー)

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社

平素は、六甲有馬ロープウェー、摩耶ロープウェー及び摩耶ケーブルをご利用いただき誠にありがとうございます。

昨年来、新型コロナウイルスが猛威を振るい、社会生活に多大な影響が生じています。当社は、お客様に安心してご利用いただけるよう、感染拡大の防止に向けて、車内の換気や車両の抗ウイルス加工などの対策を進めております。

また、「輸送の安全確保」は最も重要な使命であるとの認識のもと、役員から職員一人ひとりまで、「安全第一」の意識を持って事業活動を進めるとともに、安全向上のため、設備投資を計画的に行っております。

今後も引き続き、安全管理体制を充実させ、ご利用のみなさまに信頼されるロープウェー、ケーブルを築き上げることに全力をあげて取り組んでまいります。

本報告書は鉄道事業法第19条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するための取り組みについて、ご理解いただくために作成したものです。

安全管理体制をより一層確保するために、みなさまの忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社
理事長 鳥居 聡

1. 輸送の安全に関する基本的な考え方

(1) 安全に関する基本方針

安全管理体制の確立と輸送の安全水準の維持及び向上を図るため、「安全管理規程」において、7か条からなる「安全に係る行動規範」を定め、これを本社や現場の事務室に掲示し、関係職員全員に引き続き周知・徹底してまいります。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを順守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

(2) 安全目標

「安全管理規程」に定めた基本方針に基づき、社内全体に安全に対する意識を

構築・定着させ、安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底してまいります。
 索道及び鋼索鉄道の輸送の安全目標の達成を目指し引き続き努力してまいります。

索道及び鋼索鉄道の輸送安全目標

区分	項目	内容
定量的な目標	衝突、脱線、火災による事故	責任事故をゼロにする。
	人身傷害事故	責任事故をゼロにする。
定性的な目標	役員による現場巡視と対話	各職場を巡回し、職員の安全意識の徹底を図る。
	ヒヤリハットの取り組み	事故、トラブル、ヒヤリハット情報等、事故の芽となりうる情報を積極的・広範囲に収集・整理し、分析・評価の上、事故等の発生を防止する。

2. 事故等の発生状況と防止措置

(1) 索道（六甲有馬ロープウェー・摩耶ロープウェー）

① 運転事故（人身傷害事故）

2020年度、索道運転事故はありません。

② 災害（地震、強風、大雨、雷、大雪など）

雷発生や強風時の事故防止のため、2020年度、延べ227時間の運転を休止しました。

③ インシデント（事故兆候）

2020年度、インシデントはありません。

④ 国の行政指導

2020年度、行政指導はありません。

(2) 鋼索鉄道（摩耶ケーブル）

① 運転事故（人身傷害事故）

2020年度、鉄道運転事故はありません。

② 災害（地震、強風、大雨、雷、大雪など）

雷発生や強風時の事故防止のため、2020年度、延べ22時間の運転を休止しました。

③ インシデント（事故兆候）

2020年度、インシデントはありません。

④ 国の行政指導

2020 年度、行政指導はありません。

3. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 安全重点施策

2020 年度の安全投資額は 1 億 1,700 万円となっており、主な内容は、機械設備整備 4,200 万円、電気設備整備 1,900 万円、土木・建築関係 5,600 万円となっております。

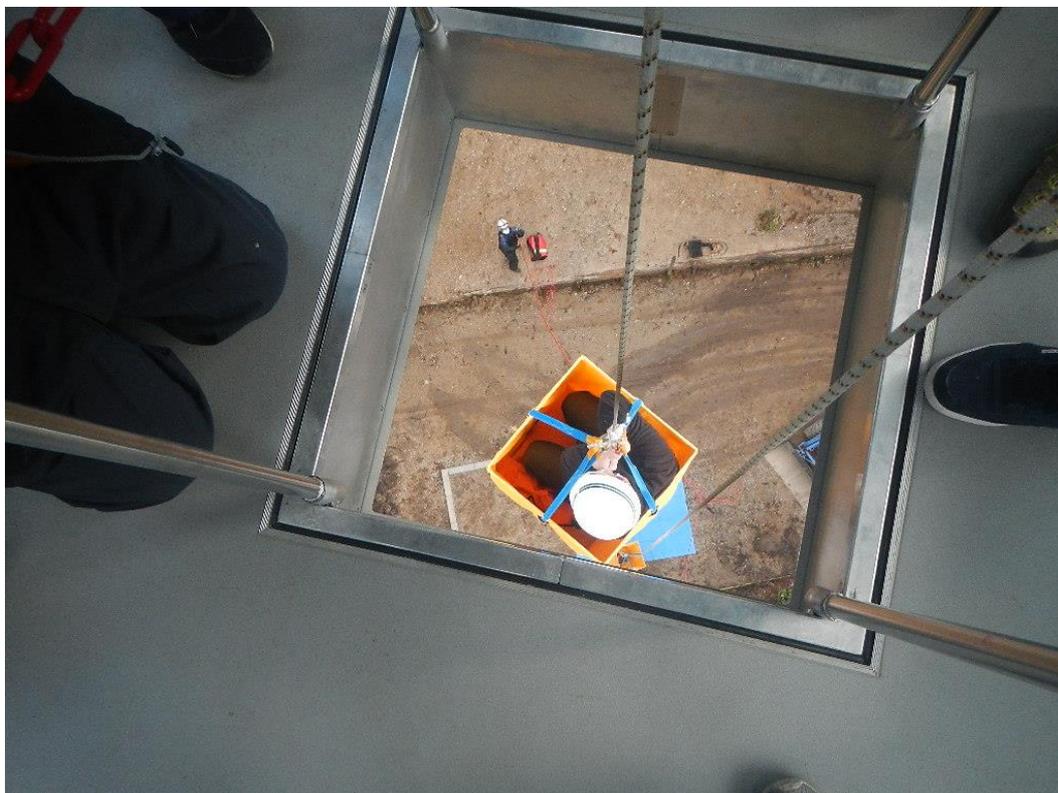
(2) 職員教育

輸送の安全に役立つよう毎年度、研修を実施しています。2020 年度は他社の事故例の検証、施設の点検や管理方法の改善について、研修を行いました。

(3) 緊急時対応訓練

毎年度、運転事故や災害を想定した訓練を実施しています。2020 年度は、事故発生時における正確、迅速な対応を目的に緊急連絡訓練、及び乗客の救出・避難訓練を実施しました。

(六甲有馬ロープウェー乗客避難訓練)



(4) 安全管理体制

ケーブルについては、鉄道事業法第18条の3の規定に基づき、また、ロープウェーについては鉄道事業法第38条において準用する第18条の3の規定に基づき策定した「安全管理規程」により、理事長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にして安全の確保に努めています。

また、ヒヤリハット報告を確実に実施することにより、日々の業務に反映させています。

	役職	役割
鋼索鉄道 索道	理事長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
鋼索鉄道 索道	安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
鋼索鉄道	運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、鋼索鉄道の運転に関する事項を統括する。
鋼索鉄道	施設・車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、鋼索鉄道の施設・車両に関する事項を統括する。
鋼索鉄道	乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、鋼索鉄道の運転関係の係員の資質の維持に関する事項を管理する。
索道	索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括する。
索道	索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理、その他の技術上の事項に関する業務を補佐する。

(5) 安全管理方法

① 安全管理会議

理事長、役員及び安全統括管理者を中心に構成しています。安全に関する事項について、協議、検討、決定する会議です。

② 技術安全会議

安全統括管理者を中心に毎月開催しています。事故等の報告を受け、再発防止策の検討並びに事故の芽や要注意事項について議論するとともに、情報共有を図っています。また、必要な事項については、直ちに指示し現場の事故防止対策に反映させています。その他、事業の計画、実施の進捗状況を確認するとともに、安全に関する事項全般について議論しています。

③ 役員の現場巡視

春・秋の全国交通安全運動や夏の安全運転推進運動及び、年末年始の輸送等に関する安全総点検の期間に、現場を巡視し、安全意識の徹底と職員との双方向のコミュニケーションを図っています。また、随時現場の状況把握に努めています。

④ 緊急時対応

事故や災害等により運行障害が発生した場合、公社全体の非常事態と位置づけ、「緊急時の事故対応マニュアル」に基づいて緊急事故体制を確立し、正確、迅速な情報共有を図るとともに、消防、警察と協力して迅速に対応します。

⑤ 安全管理体制の見直し

当公社では、安全管理監査（安全に関する内部監査）を行っています。安全に関する取り組みにおいて、PDCA サイクルが適切に確立していることを確認しています。

4. ご利用のみなさまへのお願い

ロープウェー・ケーブルにご乗車される際には、下記の注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

- (1) 危険物の持ち込みは、禁止されております。
- (2) 車内は、禁煙です。
- (3) 車内では、他のお客様の迷惑になるようなことはしないで下さい。
また、車内からものを外へ捨てないで下さい。
- (4) 改札後は、係員の指示に従って下さい。
- (5) ロープウェーに乗車中は、故意にゴンドラを揺らさないで下さい。
- (6) 新型コロナウイルス拡大防止への取り組みにご協力願います。

5. 連絡先

六甲有馬ロープウェー、摩耶ロープウェー、摩耶ケーブルの輸送の安全の取り組みについてのご意見は下記までお寄せください。

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社 施設整備部運輸事業課	
郵便番号	653-8768 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 新長田合同庁舎8階
TEL	078-647-9810
FAX	078-647-9627
受付時間	8:45~17:30 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)